

○環境省令第十号  
 民法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四十七号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条の七第二項第三号（同令第七條の三において準用する場合を含む。）及び浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三十五條第三項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成十七年三月三十日  
 環境大臣 小池百合子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令  
 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。  
 第六条の十第二項第一号中、「能力」を「行為能力」に改める。  
 （環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正）

第二条 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。  
 第十条第二項第三号中、「能力」を「行為能力」に改める。  
 附則  
 この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

告 示

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第一号  
 環境省、国土交通省、告示第一号  
 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第八條第一項の規定に基づき、環境報告書の記載事項等を次のように定める。同条第三項の規定により公表する。  
 平成十七年三月三十日

- 内閣総理大臣 小泉純一郎
- 総務大臣 麻生 太郎
- 財務大臣 谷 垣 禎一
- 文部科学大臣 中 山 成彬
- 厚生労働大臣 尾 辻 秀久
- 農林水産大臣 島 村 宜伸
- 経済産業大臣 中 川 昭一
- 国土交通大臣 北 側 一 雄
- 環境大臣 小池百合子

- 第一 趣旨  
 この記載事項等は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第八條第一項の規定に基づき、環境報告書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法を定めるものとする。
- 第二 環境報告書の記載事項等  
 一 事業活動に係る環境配慮の方針等  
 環境報告書には、事業者（法人であるときは、その代表者）の緒言及び事業活動に係る環境配慮についての方針又は基本理念を記載し、又は記録するものとする。  
 二 主要な事業内容、対象とする事業年度等  
 環境報告書には、主要な事業内容及び事業所並びにその記載又は記録の対象とする事業年度又は営業年度及び組織の範囲を記載し、又は記録するものとする。  
 三 事業活動に係る環境配慮の計画  
 環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標及び当該目標を達成するために行う取組を定めた計画を記載し、又は記録するものとする。当該計画の記載又は記録に当たっては、数値を用いることが望ましい。  
 四 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等  
 環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標を達成するために行った取組に係る体制及びその運営方法を記載し、又は記録するものとする。  
 五 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等  
 環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標を達成するために行った取組の状況及び事業活動に伴う環境への負荷のうち一以上の重要なもの（程度を示す数値を記載し、又は記録するものとする。事業活動に伴う環境への負荷のうち一以上の重要なもの）の決定は、事業者が当該環境への負荷の程度及び環境報告書の利用者にとつての有用性の程度を考慮して行うものとする。  
 六 製品等に係る環境配慮の情報  
 環境報告書には、事業者が環境への負荷の低減に資する製品その他の物の製造等又は業務の提供を行ったときは、当該製品その他の物又は業務に係る環境への負荷の低減に関する情報を記載し、又は記録することが望ましい。

- 七 その他  
 環境報告書には、環境関係法令に基づく規制について行った対応、その利用者等との間において行った意見交換等の概要を記載し、又は記録することが望ましい。  
 ○外務省告示第六十六号  
 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約の第五十八條(2)の規定に従い、次のように修正され、同修正は、平成十七年四月一日に効力を生じ、平成十七年四月一日以降の国際出願日を有する国際出願に適用する。ただし、  
 130.3.2  
 53.9  
 68.2  
 68.3  
 及び  
 69.1  
 の修正については平成十七年四月一日以降に国際予備審査の請求がされたものについて適用する。  
 （平成十七年一月十四日付け世界的所有権機関事務局長回章）  
 平成十七年三月三十日  
 外務大臣 町村 信孝

- 130.3.1  
 (a) 国際調査機関は、国際出願が一又は二以上のヌクレオチド又はアミノ酸の配列の開示を含む場合には、実施細則に定める基準を満たす電子形式による配列リストが認められた形式及び方法で既に入手可能である場合を除くほか、出願人に対し、国際調査のため、実施細則に定める基準を満たす電子形式による配列リストを提出することを求めることができ、また、該当する場合には、国際調査機関に対して(c)に定める遅延提出手数料を指定した期間内に支払うよう求めることができる。
- (b) 国際調査機関は、少なくとも国際出願の一部が紙形式によって提出され、かつ、明細書が5.(a)の規定に従っていないと認められた場合には、(a)の規定に基づいて電子形式による配列リストの提出が求められているか否かを問われ、実施細則に定める基準を満たす紙形式による配列リストが認められた形式及び方法で既に入手可能である場合を除くほか、出願人に対し、国際調査のため、実施細則に定める基準を満たす紙形式による配列リストを提出することを求めることができる。また、該当する場合には、国際調査機関に対して(c)に定める遅延提出手数料を指定した期間内に支払うよう求めることができる。
- (c) 国際調査機関は、(a)又は(b)の規定に基づく求めに応じた配列表の提出には、遅延提出手数料の支払を条件とすることができ、遅延提出手数料の額は国際調査機関が定めるものとし、その額は手数料表に掲げる国際出願手数料の額（ただし国際出願の用紙が三十枚を超える場合の手数料を考慮に入れない）の二十五パーセントを超えてはならない。ただし、遅延提出手数料は(a)又は(b)のいずれか一方の規定に基づいて要求することができるものとする。
- (d) 国際調査機関は、出願人が要求された配列リストを(a)又は(b)の規定に基づいて指定した期間内に提出せず、また、要求された遅延提出手数料を支払わない場合には、配列リストなしで有意義な調査を行うことができる限度においてのみ、国際出願の調査を行うことを要する。
- (e) 出願時における国際出願に含まれていない配列リストは、(a)又は(b)の規定に基づく求めに応じて又はその他の理由により提出されたか否かを問われ、国際出願の一部が配列リストに関して第三十四條(2)(b)の規定に基づき明細書を補正することを妨げるものではない。